

駐車場定期・月極利用申込書

令和 年 月 日

一般財団法人小松市開発公社理事長

住所 (請求書送付先)	〒 _____		
	Tel () _____		
ふりがな			
氏名	(才)		印
連絡先※	〒 _____		
	Tel () _____		
	名称		

※上記以外に連絡先がある場合、法人で申込みの場合は実際に利用される方など

下記駐車場を定期・月極利用したいので、公社規程及び関係法令等を遵守の上、申し込みいたします。

記

駐 車 場	※公社記入欄		利 用 期 間	車 種 登録番号
	区 分 月額料金/台	No.		
駐車場	円		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
駐車場	円		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
パスカード 【立体・駅南駐車場を利用の方】	受け取り方法 (○で囲んで下さい) 1. 直接受け取り 2. 郵送希望 3. データ更新			
※職員連絡欄				

駐車場ご利用にあたっての注意事項 一 要 旨 一

- 公社が指定する期日までに料金を納付しないときは、有効期間中であっても利用を制限及び停止することがあります。
- 小松駅前立体駐車場および小松駅南駐車場は、イベント等によりご利用駐車場が満車の場合は、一時的に駐車場に入れないことがありますので、ご了承ください。
- 有効期間中に利用を中止する場合は、「駐車場定期・月極利用中止届」を提出してください。定期利用の方は、パスカードもご持参ください。
(届出用紙は公社事務所 または 公社ホームページからダウンロードできます。)
- 上記以外にも注意事項がありますので、裏面の記載内容も必ずご確認ください。

駐車場ご利用にあたっての注意事項 ー詳細ー

【共通事項】

1. 駐車場以外の目的には使用しないでください。
2. 申込みは単年度ごととします。
3. 申込書記載以外の車輛の駐車禁止及び駐車車輛を変更する場合は速やかに届け出てください。
4. 場内の交通規制等は、標識又は表示に従ってください。
5. 場内の秩序維持のため、場内への不用物品の留置及び放置の禁止、並びに車輛周辺の美化等にご協力ください。
6. 場内に駐車中の車輛の滅失又は損傷について、公社の責によらない理由によって生じた損害については、責任を負いません。
7. 場内に駐車中の車輛の積載物又は車輛に留置された物品に関する損害については、一切責任を負いません。
8. 故意又は過失によって、場内の諸設備又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。
9. 積雪による駐車場の除雪は、原則個人で処理してください。
10. 有効期間中に利用を中止する場合は、「駐車場定期・月極利用中止届」を提出してください。定期利用の方は、パスカードもご持参ください。
11. 次の場合は、有効期間中であっても利用を制限及び停止することがあります。
 - (1) 場内に危険物を持ち込んだり、場内の諸設備の毀損または汚損並びに管理上の支障をきたすような行為をしたとき。
 - (2) 公社が指定する期日までに料金を納付しないとき。
(中止の届出がない限り、有効期間中となり、料金が発生します。)
 - (3) 公共その他正当な理由があるとき。
12. 利用の制限又は中止による利用しない月の既納の料金は、還付します。
ただし、1ヶ月未満のときは還付しません。
13. 一部の駐車場を除いて、一時的な利用停止は認めないものとします。
14. その他公社の指示に従って下さい。

【個別事項】(小松駅前立体駐車場、小松駅南駐車場)

- 駐車場入庫の際には、定期パスカードが必要になります。小松駅前立体駐車場管理事務所にてパスカードを発行してください。(手数料は不要)
- 年度更新の際は、定期パスカードのデータ更新が必要です。(手数料不要)
- 定期パスカードを汚損又は紛失した場合は、**手数料2,000円**で再発行します。
- イベント等によりご利用駐車場が満車の場合は、一時的に駐車場に入れないことがありますので、ご了承ください。

【料金の納付方法】

- 料金は公社が発行するハガキ払込票により、下表の納付期日までに納付してください。
 - ・提携コンビニエンスストア等
 - ・指定金融機関(北國銀行)窓口
 - ・スマホ収納での決済払いバーコード読み込み ※いずれもお客様手数料負担なし
- 上記による方法のほか、ハガキ払込票に記載の弊社口座に直接振り込むこともできます。
※ただし、振込にかかる手数料は、お客様のご負担になります。
- 月途中から利用する場合は、日割り計算します。

納付期別	納付期日	利用期間	納付期別	納付期日	利用期間
第1期	4月30日	4～6月分	第3期	9月30日	10～12月分
第2期	6月30日	7～9月分	第4期	12月31日	1～3月分

※納付期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日を期日とみなします。